

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正（案）の概要

有価証券届出書等の記載事項

株券の募集について、その発行者の親法人等又は子法人等を主幹事会社とする場合に、当該発行者と主幹事会社との関係の具体的な内容等について、有価証券届出書等の記載を求めることとし、「記載上の注意」を整備することとする。（第二号様式、第二号の四様式、第二号の五様式）